

重要

経営所得安定対策等交付金の改正等のポイント

○共通事項

・適切な生産の徹底等

⇒交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

・「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」について

⇒交付金全体に範囲が広がりましたので、交付申請者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。

場合によっては、交付対象者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認を行うことがあります。

○加工用米、新規需要米

・加工用米等の取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領）を提出

⇒取組計画書を関東農政局に提出し、受理されたものが対象となります。

⇒今年度は8月20日（計画書の提出期限）まで内容変更が可能ですが、作付けに変更がある場合は、速やかに以下の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・変更申請のない変更は上記要領に基づいた罰則が科せられる場合がありますので、取組計画のとおり作付け、出荷をしていただき、必ず取組内容を確認できる書類の保管・提出をお願いします。

○畑作物（麦・大豆・そば）、飼料作物、WCS用稲

- ・地域の基準単収に比べ、2分の1を下回る場合は交付対象外となる場合があります。

令和6年産 小麦（秋まき）258kg/10a 六条大麦 334kg/10a 大豆 174kg/10a
（目安） そば 69 kg/10a 牧草（全般）3,535 kg/10a（生草重量）
WCS用稲 972kg/10a（生草重量）

○畑作物（麦・大豆・そば）、飼料作物、加工用米、新規需要米

- ・出荷の数量が地域の基準単収等より明らかに低かった場合（自然災害を除く）

⇒減収の要因等を記載した理由書・根拠となる証拠書類を提出し、合理的な理由があると認められれば交付金の対象となります。

⇒同一交付申請者から2年以上（ゲタは3年以上）連続して同一品目において理由書が提出された場合にあっては、作付けされたほ場が異なる場合や、収量低下となった要因が年によって異なる場合であっても、改善指導の対象となります。

○飼料作物

- ・自家利用に供する場合は、自家利用記録を作成し、5年間保管をお願いします。

●二毛作、畑地に作付けた麦・そば・大豆について

- ・例年のJAによる調査は行いません。営農計画書に記入していない作付けについては、早急にご連絡ください。